

[事案 29-105] 特約遡及付加請求

・平成 30 年 4 月 18 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

更新時に、健康体割引特約についての説明が不十分であったことを理由に、本特約販売開始以降の更新時に遡って本特約を付加した場合の差額保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 9 年 6 月に契約した 2 件の定期保険について、直近の更新時に、本特約の申込みをしたが、過去の更新時に本特約の申込みができなかったのは、代理店からの説明がなかったことが原因で、ひいては代理店教育を怠った保険会社に責任があることから、本特約販売開始以降の更新時に遡って本特約を付加した場合の保険料と実際に支払った保険料との差額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

更新前に契約者に送付する案内文書には、本特約の申込みが可能であることや本特約を付加した場合の更新後保険料等が記載されており、十分な説明をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時の本特約に関する説明状況等を把握するため、申立人代表者および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、更新時の本特約についての説明不十分は認められないが、紛争の早期解決等の観点から本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。